

南信州広域連合告示第1号

南信州広域連合飯田広域消防映像通報システム運用要綱を次のように定め、令和6年2月1日から施行する。

令和6年1月22日

南信州広域連合
広域連合長 佐藤 健

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等の発生の場所、状況等を正確に把握し、速やかかつ的確な対応につなげるため、通報に併せて携帯通信端末により災害等の状況を撮影した映像（以下「映像」という。）を取得する南信州広域連合飯田広域消防映像通報システム（以下「本システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 火災又は地震等の災害及び傷病者の搬送等の救急に関する事案をいう。
- (2) 通報者等 飯田広域消防へ災害等の通報をする者又は映像を撮影することができる者をいう。
- (3) 携帯通信端末 通報者等が所有する映像を撮影し、当該映像を送信する機能を有するスマートフォン、タブレット端末等の機器をいう。

(映像の取得)

第3条 南信州広域連合飯田広域消防の通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、本システムにより映像を取得することができる。

- (1) 災害等の状況を把握するために必要であると認めるとき。
- (2) 通報者等が映像を送信するための費用を負担することの承諾を得られたとき。
- (3) 通報者等の安全が確保されていることが確認できたとき。

2 通信指令課長は、本システムによる映像の取得は、通報者等の善意によることを踏まえた上で当該通報者等に協力を求めなければならない。

3 通信指令課長は、本システムによる映像の取得中に通報者等に危険があると認めるときは、当該通報者等に安全の確保を指示し、映像の取得を中止しなければならない。

(費用の負担)

第4条 本システムにおいて通報者等が映像を送信するために要した費用であつて、当該通報者等と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和58年法律第86号）第2条第5号に規定するものをいう。）との契約により発生した費用は、当該通報者等が負担するものとする。

(映像データの保存)

第5条 通信指令課長は、通報者等から送信を受けた映像のデータを本システムのみで利用するものし、当該データを保存する期間は送信を受けた日の翌日から起算して1箇月間とする。

2 前項の規定にかかわらず、通信指令課長は、特に必要があると認める場合には、本システム以外の媒体に送信を受けた映像のデータを保存することができる。この場合において、当該映像を保存する期間は、通信指令課長が必要と認める期間とする。

(個人情報の保護)

第6条 通信指令課長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の規定に基づき、本システムにより取得した映像に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用に必要な事項は、広域連合長が別に定める。